

横須賀市報

第 1 8 4 9 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

規 則	
◇事務分掌規則中一部改正	15021
告 示	
◇収納事務の委託について	//
◇指定納付受託者の指定について	//
◇収納事務の委託について	//
◇道路区域変更について	//
◇道路の供用開始について	15022
公 告	
◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について	//
◇交付要求通知書の公示送達	//
◇介護保険料に係る債権差押調書の公示送達	//
◇固定資産税・都市計画税の納税通知書の公示送達	//
◇市民税・県民税ほか2件の督促状の公示送達	//
◇市民税・県民税の納税通知書の公示送達	15023
◇開発行為の工事完了について	//
◇開発行為の工事完了について	//
◇建築基準法の規定による公告対象区域内における建築物の認定取消しについて	//
◇国土調査による地図及び簿冊の閲覧について	//
上下水道局告示	
◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について	//
◇指定給水装置工事業者の指定について	15024
◇指定下水道工事店の所在地の変更について	//
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	//

規 則

横須賀市規則第67号 (令和4年9月27日) 掲 示 済

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年9月27日

横須賀市長 上地克明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。
(児童相談所の所長の特例)

2 児童相談所の所長については、令和4年9月21日から同月30日までの間、第25条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年9月21日から適用する。

告 示

横須賀市告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和4年10月11日

横須賀市長 上地克明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
東京都渋谷区桜丘町22番14号	株式会社アイモバイル 代表取締役 野口哲也	地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に定める寄附金(横須賀応援ふるさと納税に限る。)

2 委託の期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

横須賀市告示第187号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。
令和4年10月11日

横須賀市長 上地克明

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

- 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号
- Pay Pay株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者の指定をした日

令和4年10月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等

横須賀応援ふるさと納税(インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。)

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

横須賀市告示第188号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託しました。

令和4年10月11日

横須賀市長 上地克明

1 受託者の住所・氏名等

住 所	氏 名	収 納 事 務
横須賀市小川町11番地	一般財団法人シティサポートよこすか 代表理事 竹内英樹	池上コミュニティセンターに係るコミュニティセンター条例第13条に定める使用料

2 委託の期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

横須賀市告示第189号

道路区域変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

横須賀市長 上地克明

路線名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
2,929	旧	長沢3丁目1891番の2地先から 長沢4丁目1714番の1地先まで	メートル 3.1～5.4	メートル 46.2
	新	長沢3丁目1891番の1地先から 長沢4丁目1714番の1地先まで	3.1～13.3	46.1
3,067	旧	津久井2丁目191番地先から 津久井2丁目198番の4地先まで	1.8	24.6
	新	津久井2丁目191番地先から 津久井2丁目198番の1地先まで	1.8～4.0	24.6

横須賀市告示第190号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、令和4年10月12日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和4年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	起 終 点
3,067	津久井2丁目191番地先から 津久井2丁目198番の1地先まで

公 告

横須賀市公告第162号 (令和4年9月27日 掲 示 済)

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

令和4年9月27日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する5歳以上の方
(1) 本市に住所を有する方
(2) 前号に掲げる方のほか、やむを得ない事情がある方として市長が認める方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
予診の結果、被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。
(1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことがある方であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる方
(2) 明らかな発熱（通常37.5度以上の発熱をいう。）を呈している方
(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第163号 (令和4年9月30日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、交付要

求通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月30日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第164号 (令和4年9月30日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月30日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第165号 (令和4年9月30日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年9月30日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和4年度	固定資産税 都市計画税	10月随時分

(別紙略)

横須賀市公告第166号 (令和4年10月4日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年10月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和4年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第2期分	令和4年9月14日
	固定資産税 都市計画税	第2期分	令和4年8月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 167 号 (令和4年10月4日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年10月4日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
-----	-----	-----

令和4年度	市 民 税 県 民 税	定期賦課分
-------	----------------	-------

(別紙略)

横須賀市公告第 168 号 (令和4年10月4日 掲 示 済)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年10月4日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和3年12月22日 令3開第12号	令和4年9月27日 令4第7号	横須賀市公郷町1丁目51番7ほか1筆	相模原市中央区富士見二丁目8番8号 住宅情報館株式会社 代表取締役 黒 羽 秀 朗

横須賀市公告第 170 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和元年7月24日 令1開第3号	令和4年8月31日 令4第5号	横須賀市津久井2丁目190番ほか11筆	横須賀市日の出町一丁目1番地 株式会社日建都市開発 代表取締役 山 下 和 志

横須賀市公告第 171 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消したので、

同条第4項の規定により公告します。

令和4年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

取消番号	取消年月日	対 象 区 域	申請者の住所及び氏名
令4第1号	令和4年10月11日	横須賀市野比4丁目2394番23ほか6筆	東京都千代田区五番町10番地五番町K Uビル1階 株式会社ユニホー東京支店 支店長 各 務 善 胤

横須賀市公告第 172 号

長井5丁目及び長井6丁目の各一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定による地籍調査を実施し、当該土地の地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和4年10月11日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図原図及び地籍簿案
- 2 閲覧場所
横須賀市建設部土木用地課
- 3 閲覧期間
令和4年10月11日から同月31日までの午前8時30分から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- 4 誤り等の申出
閲覧の結果、地図及び簿冊に誤り等があると認める場合は、閲覧期間満了の日までに市に申し出ることができます。誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第29号 (令和4年9月26日 掲 示 済)

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和4年10月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和4年9月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
佐島の丘2丁目の一部	別図のとおり	分流式	横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター

(別図略)

横須賀市上下水道局告示第30号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者

を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和4年10月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	指定年月日	有効期限
612	株式会社一心ホールディングス	佐藤 佑	横浜市港北区樽町一丁目13番8号	令和4年9月12日	令和9年9月11日

横須賀市上下水道局告示第31号

令和4年横須賀市上下水道局告示第17号により指定した指定下水道工事店中央日化サービス株式会社は、次のとおり所在地を変更しました。

令和4年10月11日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	
			新	旧
須 415	中央日化サービス株式会社	森 永 隆 二	藤沢市葛原1240番地の1	伊勢原市小稲葉2294番地

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第10号 (令和4年10月3日 掲 示 済)

令和4年第10回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和4年10月3日

横須賀市農業委員会
会長 田 丸 定 雄

- 1 日時 令和4年10月11日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん申出について
 - (5) 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
 - (7) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について